平成２６年（フ）第７１号
埼玉県行田市大字埼玉4482番地３
債務者　巻嶋めぐみ（旧姓大戸）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１６号
新潟県三条市諏訪２丁目６番17号
債務者　吉野　敏之
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第７９号
静岡県沼津市今沢443番地の１　雇用促進住宅今沢宿舎２号棟403号、前住所静岡県磐田市福田中島295番地６
債務者　吉澤さとみ（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５１号
愛知県一宮市浅野字青石８番地　県営浅野住宅３棟404号
債務者　藤井　直子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第７２号
愛知県犬山市松本町４丁目93番地　メゾンドツインクル103
債務者　千田　厚七
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２０号
三重県松阪市久保町1846番地35　マリンハウスＢ202
債務者　垣内　和雄
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第２７号
三重県多気郡大台町佐原461番地３
債務者　奥田　和久
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第１９６号
堺市堺区甲斐町東３丁１番１号　甲斐町ビル505号
債務者　吉岡　誠志
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
北海道岩見沢市北３条西11丁目１番36号　北新ハイツⅡ11号室
債務者　大崎ひろみ
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第２３号
北海道美唄市字美唄1718番地127
債務者　宮林　龍男
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第５６号
盛岡市湯沢東２丁目６番13号
債務者　阿久津　一
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第６５号
盛岡市開運橋通３番43―501号
債務者　藤原　直人
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第７４号
盛岡市山王町11番58号
債務者　横田　未来
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３３号
静岡県富士市水戸島元町17番１―705号　ハイラーク富士駅前
債務者　小林　　朱
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４４号
静岡県富士市伝法3028番地の８
債務者　川島　香苗
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第５１号
静岡県富士市五貫島704番地の１　県営住宅Ｃ―103号
債務者　佐藤　光昭
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３０５号
香川県高松市木太町3004番地４　松下アパート３号室
債務者　寶田　恵子（旧姓横井）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５２号
香川県さぬき市津田町津田985番地13
債務者　安藝　信夫
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係